

社会福祉法人慶光会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶光会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬および退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬および退職手当を支給する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。
- 3 非常勤役員等に対する退職手当は、非常勤役員等として2期以上の任期を満了、又は辞任により退任したものに支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額の決定については、次の各号による。

- (1) 報酬については、評議員会の決議によって定められた役員報酬額の範囲内において、常勤役員俸給表(別表第1)に基づいて、各々の職務資格等を勘案し、次の要素を考慮して、人事委員会が審査を行い決定する。
 - ①民間事業者の役員の報酬等
 - ②民間事業者の従業員の給与
 - ③法人の経理の状況
- (2) 退職手当については、退職金規程に基づき算出される額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 退職手当については、退職金規程に基づき、業績及び、就任期間等を勘案し、人事委員会が審査を行い理事会で決定をする

- (3) 非常勤役員等の職務の遂行にあたり発生する旅費（交通費、日当、宿泊料）については、別表第3に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給方法・支給日は、次の各号による。

- (1) 報酬は年俸制とし、原則として、12等分して毎月支給する。
 - (2) 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
 - (3) 支給日については、原則として毎月20日とし、支給日が休日の場合には本法人の職員給与規程に準じて、支給するものとする。
 - (4) 退職手当については、本法人退職金規程に基づき支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬及び交通費は毎月末日を支給日とし（支給日が休日の場合にはその前日）支給するものとする。
- 3 評議員等に対する報酬及び交通費等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して各々の役員が指定する本人名義の銀行口座へ支給する。

(退任・解任時の取り扱い)

第7条 常勤役員等が、任期の途中において退任または解任された場合は、退任日以降の年俸は支給しない。

2 退任日が月の途中の場合、次に掲げる額を支払う。

- (1) 支払額 = 年俸の日額 × 退任月の1日から退任日迄の勤務日数
- (2) 前号における年俸の日額は、次の計算式で算出する。
年俸の日額 = 年俸 ÷ 年間所定労働日数

(休暇休業等の取り扱い)

第8条 常勤役員等が、育児・介護休業等の休暇又は休業等をした場合の取り扱いは、給与規程第9条の定めによるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より施行する
この規程は、平成 29 年 7 月 29 日より施行する

別表第1（常勤役員等の報酬）

＊年俸

単位：円

号／役職	常勤理事	業務執行理事	理事長
1号俸	4,800,000	6,000,000	7,200,000
2号俸	4,920,000	6,150,000	7,380,000
3号俸	5,040,000	6,300,000	7,560,000
4号俸	5,160,000	6,450,000	7,740,000
5号俸	5,280,000	6,600,000	7,920,000
6号俸	5,400,000	6,750,000	8,100,000
7号俸	5,520,000	6,900,000	8,280,000
8号俸	5,640,000	7,050,000	8,460,000
9号俸	5,760,000	7,200,000	8,640,000
10号俸	5,880,000	7,350,000	8,820,000
11号俸	6,000,000	7,500,000	9,000,000
12号俸	6,120,000	7,650,000	9,180,000
13号俸	6,240,000	7,800,000	9,360,000
14号俸	6,360,000	7,950,000	9,540,000
15号俸	6,480,000	8,100,000	9,720,000
16号俸	6,600,000	8,250,000	9,900,000
17号俸	6,720,000	8,400,000	10,080,000
18号俸	6,840,000	8,550,000	10,260,000
19号俸	6,960,000	8,700,000	10,440,000
20号俸	7,080,000	8,850,000	10,620,000
21号俸	7,200,000	9,000,000	10,800,000
22号俸	7,320,000	9,150,000	10,980,000
23号俸	7,440,000	9,300,000	11,160,000
24号俸	7,560,000	9,450,000	11,340,000
25号俸	7,680,000	9,600,000	11,520,000
26号俸	7,800,000	9,750,000	11,700,000
27号俸		9,900,000	11,880,000
28号俸		10,050,000	12,060,000
29号俸		10,200,000	12,240,000
30号俸		10,350,000	12,420,000
31号俸		10,500,000	12,600,000
32号俸		10,650,000	12,780,000
33号俸		10,800,000	12,960,000
34号俸		10,950,000	13,140,000
35号俸		11,100,000	13,320,000
36号俸		11,250,000	13,500,000

別表第 2（非常勤役員等の報酬）

（１） 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

（２） 理事

	報酬額
月額報酬	月額50,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額20,000円

（３） 監事

	報酬額
月額報酬	月額30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額20,000円

別表第 3 （非常勤役員等の旅費交通費）

非常勤役員等の理事会又は評議員会への出席及び必要な職務にあたり発生する交通費・宿泊費は、旅費規程に準じる額とする。規定の額より超える場合はその実費とする。

ただし、往復150km以上の移動を伴うものについては、別途以下のとおり手当を支給する。

移動距離（往復）	日当
150km以上300km未満	10,000円（1回につき）
300km以上500km未満	20,000円（1回につき）
500km以上	30,000円（1回につき）

別表第4 （職員給与を支給している役員の報酬）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額
業務執行理事	月額100,000円
理事	月額50,000円